

第 1 3 回 定 例 総 会 議 事 録

期 日

令和 6 年 8 月 9 日開会

令和 6 年 8 月 9 日閉会

米沢市農業委員会

令和6年8月9日（金）午前9時30分 米沢市農業委員会第13回定例総会を米沢市役所301会議室に招集した。

出席委員（19名）

1 番 小関善隆 委員	8 番 樋渡由美 委員	1 5 番 長谷部吉雄 委員
2 番 我彦正福 委員	9 番 高山古典 委員	1 6 番 相田市三郎 委員
3 番 山王堂民榮 委員	1 0 番 遠藤伊一 委員	1 7 番 伊藤俊浩 委員
4 番 佐藤政和 委員	1 1 番 江口益美 委員	1 8 番 鈴木晃子 委員
5 番 宮崎雅文 委員	1 2 番 橋本政美 委員	1 9 番 桐澤林右衛門 委員
6 番 木村彰博 委員	1 3 番 古畑功一 委員	
7 番 鈴木和義 委員	1 4 番 佐藤利夫 委員	

欠席通告委員（なし）

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（7名）

事 務 局 長	柴 倉 和 典
事務局長補佐兼農政振興主査	根 津 正 孝
農 地 主 査	宮 原 功
主 査	丸 田 淳
主 査	瀧 口 圭 史
主 任	片 山 紀 子
主 任	須 貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

報第1号 非農地証明の報告について

議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議第3号 農用地利用集積計画について

2. その他

開 会 午前9時30分

根津補佐 これより第13回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。
初めに、「農業委員会憲章」の唱和を14番 佐藤利夫委員のご発声にて
よろしくお願いいたします。
(唱和)

根津補佐 ありがとうございます。それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。
会 長 おはようございます。
お盆を前にして何かと忙しいところお集まりいただいて、ありがとうございます。

昨日、日向灘を震源地とした地震、宮崎県で震度6弱の地震が起きたと。
南海トラフ臨時情報というのが発令されまして、注意喚起といいますが、1
週間は十分注意をして備えてくださいということで、いつ南海トラフの地震
が発生してもおかしくないという状況であります。東日本大震災についても、
3月9日に大きい地震があつて、そしてそれから2日後、3月11日に巨大
地震が起きたということでありますので、心配なことであります。

米価のことですが、農業新聞や山新で読みましたが、都市部のスーパーに
は米がないということが起きていると。そういう中で、早場米についてはか
なりの高い値段の仮渡で集荷がなされているようで、千葉県についても、昨
年よりも4,500円くらい高いような設定で仮渡が決まったようでありま
す。主産県である東北、北陸とかについてはこれからであります、多分高
くなるだろうと予想をしておるところであります。農協の仮渡についても9
月の初め頃、出荷前には決まるわけで、どういう値段になるか注目をしたい
ところであります。

毎日暑い日が続いていますので、熱中症には十分気をつけていただいて、
農作業に従事していただきたいと思えます。

以上であります。

根津補佐 ありがとうございます。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第
4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進
行をお願いいたします。

議 長 それでは、議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員はあり
ませんので、全員出席であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第
13回定例総会は成立をいたしました。

今回の議事録署名委員には、8番 樋渡由美委員、9番 高山吉典委員を

指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

根津補佐
議 長
根津補佐
議 長

(挙手)

根津補佐。

議案書の訂正等はありません。

ないようでありますので、それでは、議事を進めます。

報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査
議 長
瀧口主査

(挙手)

瀧口主査。

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号9号から14号の計6件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田12筆 784.48㎡、畑25筆 4,783.31㎡、合計37筆 5,567.79㎡です。

受理番号9号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転用年月日は、昭和46年頃より前です。申請理由は、昭和46年頃に住宅を取り壊し転居したが、以降耕作しておらず非農地化しているためです。

受理番号10号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、平成2年です。申請理由は、平成2年より住宅敷地として利用しており、非農地化しているためです。

受理番号11号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転用年月日は、平成10年頃です。申請理由は、平成10年頃から耕作しておらず、非農地化しているためです。

受理番号12号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は、昭和48年頃です。申請理由は、昭和48年頃より住宅敷地の一部として利用しており、非農地化しているためです。

受理番号13号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田、畑から宅地への転用です。転用年月日は、平成15年より前です。申請理由は、平成15年には既に耕作しておらず、非農地化しているためです。

受理番号14号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から雑種への転用です。転用年月日は、昭和45年頃です。申請理由は、昭和45年頃から駐車場として利用しており、非農地化しているためです。

以上、よろしくお願いします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査
議 長
丸田主査

(挙手)

丸田主査。

議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号17号の計1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりになります。申請のありました筆数及び地積は、田のみ7筆 1, 636.53㎡、合計7筆 1, 636.53㎡です。

受理番号17号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長
7 番
議 長
7 番

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号17号を上程いたします。

(鈴木和義委員 挙手)

鈴木委員。

鈴木です。報告いたします。

今回、△△△△さん、○○○○さん、これは親族間の土地の売買になります。現地なんです、道の駅米沢の南側の集落にあります元館公民館の隣接する土地になります。現在は何も耕作されておりませんでしたが、草刈り等の管理はされておりました。また、この△△△△さんに関してですが、まだ若干39歳という若手農家でございまして、今後その土地を利用して畑作をしたいということのようでした。

以上、報告申し上げます。

議 長

それでは、ただいまの受理番号17号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員	なし。
議 長	ないので、受理番号 17 号について、許可することに異議ありませんか。
全 委 員	異議なし。
議 長	異議がないので、議第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定をいたしました。
	次に、議第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。
	議案の内容について、事務局の説明を求めます。
瀧口主査	(挙手)
議 長	瀧口主査。
瀧口主査	議第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。
	受理番号 10 号から 11 号の計 2 件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、田のみ 4 筆 3, 363.00㎡です。
	受理番号 10 号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、資材置場及び車両置場の造成のためです。こちらは 1 種 3 種に該当しない小集団の農地の 2 種農地です。
	受理番号 11 号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、農畜産物処理加工施設の駐車場の造成のためです。こちらは農業用施設等の 1 種農地です。
	以上、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いします。それでは、受理番号 10 号から 11 号を上程いたします。
	では、10 号。
1 3 番	(古畑功一委員 挙手)
議 長	古畑委員。
1 3 番	13 番 古畑です。10 号につきましてご説明申し上げます。
	申請人、土地の表示等は記載のとおりです。場所が、121 号の道の駅の手前で、サンマリーナ玉庭に行く道路の交差点付近です。この周りはほとんど荒地で木も生えていまして、その脇が、前に広工務店で資材置場にしていたところでした。事前着工もなく、何も問題ないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。
議 長	それでは、11 号。
1 0 番	(遠藤伊一委員 挙手)
議 長	遠藤委員。

10番 10番 遠藤です。私から11号についてご報告いたします。

申請人、土地の表示等の詳細は議案書記載のとおりであります。調査は8月2日、〇〇行政書士からお伺いしております。この案件は、△△△△の処理加工場がありますが、その加工場の駐車場の増設のための転用の案件であります。この土地は今現在、田であります、何も作っていないので若干荒地になっております。その場所を駐車場にしたいということであり、事前着工ありませんので、何も問題ないと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長 それでは、ただいまの受理番号10号から11号について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号10号から11号について、許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議第3号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

9番 (高山吉典委員 挙手)

議長 9番 高山委員。

9番 9番 高山です。私の案件がありますので、一時退席します。

(高山吉典委員 退室)

議長 それでは、先に受理番号2号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議長 須貝主任。

須貝主任 議第3号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議します。

受理番号2号の計1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ3筆 7, 919.00㎡、合計も同様です。

受理番号2号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

なお、本件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。
 全 委 員 なし。
 議 長 ないので、ただいまの受理番号２号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。
 全 委 員 異議なし。
 議 長 異議がないので、議第３号 農用地利用集積計画についての受理番号２号は、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定をいたしました。
 (高山吉典委員 入室)
 議 長 それでは、先の１件を除く受理番号１号から３号を上程いたします。
 議案の内容について、事務局の説明を求めます。
 須貝主任 (挙手)
 議 長 須貝主任。
 須貝主任 議第３号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により委員会に付議します。
 受理番号２号を除く１号から３号の計２件です。内訳は、貸借権の再設定が２件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ８筆 ２０，４１８．００㎡、合計も同様です。
 受理番号１号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。
 受理番号３号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。
 なお、本件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えられます。
 以上、ご審議よろしく願いいたします。
 議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。
 全 委 員 なし。
 議 長 ないので、先の１件を除く受理番号１号から３号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。
 全 委 員 異議なし。
 議 長 異議がないので、議第３号 農用地利用集積計画について、先の１件を除く受理番号１号から３号は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定をいたしました。
 以上で１の提出議題についての審議は終了いたしました。
 続いて、２のその他に移りますが、皆様から何かご発言等あれば。何かあ

	りませんか。
全 委 員	なし。
議 長	ないようですので、2のその他を終了し、以上で本日の第13回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。
閉 会	午前10時00分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和6年8月9日（金）

米沢市農業委員会

議長

小関 善隆

議事録署名委員

樋渡 由美

議事録署名委員

高山 吉典